

重金属安定剤仕様書

1 指定薬品名

	メーカー名	製品名
1	水 i n g 株	アッシュクリーンC-500
2	オリエンタル技研工業株	オリツールF-100

2 発注数量

1回あたり 5,000 kg程度とするが、運転及び受入に支障がでないことを条件に増減を可能とする。

3 薬品の条件

- (1) 適正な添加量において、薬剤処理後の灰は環境庁告示第 13 号に基づき第三者機関が行う試験結果が、重金属溶出基準を満たすことができること。
- (2) 灰固化設備の処理過程で発生する空気中の二硫化炭素が作業環境において、管理濃度 10ppm を下回ること。
- (3) 焼却施設の各機器の性能を著しく低下させないこと。

4 納入条件

- (1) 納入日時は、発注者の連絡を受け協議のうえ決定すること。
- (2) 納入時は、発注者が指定する職員の立会いのもと、指示に従い納入作業を行うこと。
- (3) 納入数量は、計量証明機関が発行する計量票にて証明すること。
- (4) 納入時に、出荷証明書（日付、出荷元、薬品名及び数量等を記載）及び計量票を提出すること。

5 品質保証

- (1) 納入する薬品が「3 薬品の条件」に適合しない場合は、受注者の責任において条件に適合させるべく適切な対応を取るものとする。第三者が行う重金属溶出量試験にて基準値を超過するなど異常が見られた場合は、直ちにその原因を究明し、規制値以下となる対応を取り、結果を報告すること。なお、本対応にかかる費用等はすべて受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、納入する薬品が原因で設備の故障及び事故等が発生した場合、直ちに原因の究明を行い、受注者の負担と責任において原状回復しなければならない。
- (3) 作業環境中の二硫化炭素測定
初回納入後 1 回、二硫化炭素、アンモニア、硫化水素の測定を行う。当施設への納入実績があり基準値を満たしていた場合は測定を必要としない。ただし、薬品の成分に変更があった場合は測定を行うものとする。

6 薬品添加率の提案

受注者は、次のいずれかの方法により、発注者が提供する飛灰に重金属安定剤を添加し、重金属溶出基準値を下回る添加率を算出し、発注者に提案すること。

(1) 添加率管理装置の設置

薬品の添加率を管理測定できる装置を発注者試験室へ設置する。週1回以上測定し、添加率を反映させること。

(2) 添加率事前試験

月間の添加率を決めるため、サンプリングした飛灰の添加率別の鉛 (Pb) 及び水銀 (T-Hg) の薬剤添加率 (w/w%) の溶出量 (添加率 3、4、5、6、7%) を算出する。飛灰のサンプリング受渡し後、10日以内に添加率等の算出結果を発注者へ知らせること。結果報告書は、計量証明事業者による作成とする。

7 初回納入前の準備

納入する薬品の種類を現行から変更になる場合、納入前に次の事項について受注者の負担と責任において実施すること。契約期間内の薬品の一部成分の変更や銘柄変更も同様とする。

(1) 飛灰及び処理灰分析

受注者は、初回納入前に適正添加量を決定するために次の分析を行い、報告書を提出すること。なお、試料採取は発注者にて行うものとする。

① 飛灰の重金属含有量

② 現行処理灰の重金属溶出量試験 (T-Hg、Cd、Pb、Cr6+、As、Se)

③ 飛灰の薬剤処理後の鉛 (Pb) 及び水銀 (T-Hg) の溶出量 (添加率 3、4、5、6、7%)

(2) 薬品タンク内の入替え

受注者は、薬品の種類を変更しようとする場合、基本的には薬品をすべて抜取り、洗浄後薬品を納入するものとし、抜取洗浄時に発生した残液はすべて受注者の責任において産業廃棄物として処理を行うものとする。

ただし、現行と変更薬品との混合試験を行い、想定される比率において結晶が発生しないことが試験にて証明できた場合はこの限りではない。この場合、発注者が認めた場合はタンク内の残液の入替をせずに納入できるものとするが、極力残量を減らしてから薬品タンクへ投入することとする。

8 参考

令和7年度

現行製品名 アッシュクリーン C-500

添加率実績 4～7%